

資金運用（預金）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）における資金運用については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、次に掲げる方法により実施することとしております。

独立行政法人通則法（余裕金の運用）

第47条

- 1 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
- 2 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
- 3 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

このうち、同法第47条第2号の規定に基づき、預金において運用を実施するにあたり、預け先金融機関として、引合いへ参加希望する金融機関を別紙のとおり募集します。
※引合いに参加する場合には、事前に参加者名簿に登録されていることが条件となります。
手続きは別紙「資金運用（預金）機関の募集について」を参照願います。

1. 資金運用の期間、運用金額、運用回数

当機構の余裕金の状況等を踏まえて設定します。

2. 預け先金融機関の決定

原則として、下記方法により決定します。

- (1) 金融機関から提出された引合い書に基づき、最も高い利率の提示があった金融機関から決定します。運用額に満たない場合は、利率が高い金融機関から順次決定します。
- (2) 利率で最も高い条件を提示した金融機関が2社以上ある場合には、運用額により近い方から決定します。
- (3) 利率、運用額がともに同じ場合には、当機構における運用実績の少ない者と約定し、更に、運用実績額が同じ場合には、当機構において引合い業務に関係しない職員の立ち合いのもと、厳正な抽選により決定します。

3. 引合いの実施方法

- (1) 当機構から金融機関に運用方法、運用額、運用期間等を指定した上、引合い書の提出を依頼します。
- (2) 当該引合い書の提出を依頼された金融機関は、引合いに参加する場合には、引合い書を当機構あてに送付します。
- (3) 上記2の選定方法に基づき運用先金融機関を決定し、通知します。